

# 資料 2

## 沖縄県地方創生推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条の規定に基づき、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を推進するため、沖縄県地方創生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、地方版総合戦略の策定・推進に関する事項を調査検討する。

### (組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、まち・ひと・しごと創生に関して専門的な知見を有する者のうちから企画部長が依頼する。
- 3 委員の任期は、3年とする。

### (会長)

第4条 推進会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進会議は、企画部長が招集し、会長がその議長となる。

### (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に必要な事項は、会長が定める。

### 附則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。